

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

平成 27 年 7 月 総務部総務課

### ■新「教育長」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)により、教育委員長と教育長が一本化されることになった。(現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、従前どおり在職)

現教育長の任期が満了する場合(任期前の辞職等を含む)は、同法第 4 条第 1 項に基づき、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとなる。(任期は 3 年)

新たな教育長について同項では、「教育行政に関し識見を有するもの」とされ、委員については第 2 項において「教育に関し識見を有するもの」とされている。

教育行政に識見がある者とは、教育委員会事務局や教職員の経験を有する者に限られるものではなく、行政法規等に識見があるなど、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当するものとされている。

現行の教育長は教育委員会委員の一人であるが、新たな教育長は教育委員会の構成員であるものの委員ではなく、委員と兼ねることはできない。また、議会の同意を得て任命する職となることから、特別職の身分を有することとなる。また、同法では第 11 条第 4 項及び第 5 項により、いわゆる職務専念義務が規定されているほか、第 7 項により営利企業等への従事制限も規定されている。

なお、現教育長が委員として任期満了(任期前の辞職等を含む)となった場合には、現教育委員長の委員長としての任期も満了する。

### ■新「教育委員会」について

教育委員会は教育長及び委員をもって組織され、会議は教育長が招集する。また、議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。委員の任命は、教育長の事務執行をチェックするという委員の役割に鑑み、4 名を基本とするが、委員数の上限は法律上の定めがないことから、条例により 5 名以上も可能である。

### ■大綱の策定について

首長は、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。また、大綱を定め又は変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものとし、遅滞なくそれを公表

しなければならない。

#### ○大綱の定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではない。大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年を想定している。

教育委員会は、引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項も含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、首長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の事務を管理し、執行する権限を首長に与えたものではない。

#### ○大綱の記載事項

大綱の主たる記載事項は、首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

また、大綱は、総合教育会議において首長と教育委員会が、十分に協議・調整する必要がある。なお、大綱には、首長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事等）についても教育委員会が適切と判断すれば記載される。

#### ○地方教育振興基本計画その他の計画との関係

教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、首長が教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。

### ■総合教育会議について

#### ○総合教育会議の設置

総合教育会議は首長及び教育委員会で構成され、首長が招集する。

#### ○協議・調整事項

##### ・大綱の策定

・教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議のほか、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等の緊急の場合に講ずべき措置等についての協議

・総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議調整の場であり、合意した方針の下に、所管する事務を執行する。

・緊急の場合には、首長と教育長のみで開催することも可能。（ただし、教育長は、事前に教育委員会としての意思決定がされている場合を除き、一旦態度を保留し、教育委員会

として再度検討した上で、改めて首長との協議が必要である。)

○会議の事務局

・開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、首長が総合会議を設け招集していることからして、首長部局で行うことが原則である。なお、自治体の実情に応じて総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能である。

○会議の具体的運営

・総合教育会議の運営に関し必要な事項は、構成員である首長と教育委員会の協議の結果、合意をもって決定される。